

○日田市生活安全条例

平成 16 年 3 月 26 日

条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪、事故及び災害等による被害を未然に防止するため、市及び市民が相互に連携して活動することにより、だれもが安心して生活することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の住民及び滞在者をいい、市内に所在する会社、事業所、学校その他の団体並びに土地、建物等の所有者及び管理者を含むものとする。
- (2) 生活安全 犯罪、事故及び災害等がない安心して生活できる地域社会を実現することをいう。
- (3) 安全活動 生活に危険を及ぼす犯罪、事故及び災害等による被害を未然に防止する活動をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、[第 1 条](#)の目的を達成するために、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民生活に係る安全意識の高揚を図るための啓発活動
 - (2) 市民の自主的な安全活動の推進
 - (3) その他生活安全に関し必要な施策
- 2 市は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、関係機関、関係団体等と緊密な連携を図るとともに、必要があると認めるときは、関係機関、関係団体等に対し、必要な措置を講じるよう要請することができるものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、生活安全に関する意識を高め、相互に協力して地域の安全活動の推進に努めるとともに、前条第 1 項の規定により市が実施する生活安全の施策に協力するものとする。

(生活安全推進協議会)

第 5 条 市民の生活安全に関する施策について協議するため、日田市生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、委員 22 人以内をもって組織する。

3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 生活安全のための活動を行う団体の代表者
- (2) 生活安全に関し専門的な識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第167号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略